

令和2年第5回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日（月）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	太田 尚臣						
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊		
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海		
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均		
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫		
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明		
	19 番	三枝 政人						

5. 欠席委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第24号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第25号 非農地通知の対象とするものの決定について

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾

8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第5回総会を開会いたします。出席委員は在任委員18名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、4番：山崎委員、5番：松崎委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁になります。物件の所在は、西彼町大串郷字横浦の畑、計1筆575㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅」と「現在の自宅借家が手狭であるため、出身地である申請地に自宅を新築したい」なっています。権利種別は使用貸借権設定「永久」となっています。木造かわら葺き平家建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真を添付しています。8頁に被害防除計画書、9頁に土地利用計画図、10頁に平面図、11頁に立面図を添付しています。8頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高0.3m、最低0m。被害防除措置としてのり面保護をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、法面部分は30%勾配により、法面保護を行なって崩壊を防止し、隣地農地より低く、農地への雨水等の流出等特段被害を及ぼす恐れはない。また、出入口乗り入れ道路部分についてはコンクリート舗装を行なう。有効面積について、登記面積575㎡のうち493.51㎡と報告があり、規模等は適正と思われる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減する。高さ6.157m程度。隣接する農地と一定の距離を置く建物配置計画して、日照や通風を確保し、汚水、生活雑排水は下水道に流入するため特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可日から令和3年3月31日を予定しています。申請地は通路や宅地や田や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 1 番 1 番について、先日地区担当の推進委員と申請者の3名で現地を確認して来ました。7頁をご覧ください。北の方が若干低くなっていて、東側には道路が隣接しています。西側の農地は若干高いところにあるので、この場所に建物を建てても特に問題はないと判断をしました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第22号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の12頁をお願いします。議案第23号農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

13頁は農用地利用集積計画集計表です。使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）2筆3,213㎡が計上されています。

14頁は県公社借入分で1者から賃貸借する2筆3,213㎡について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第23号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 24 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 15 頁をお願いします。議案第 24 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 16 頁、17 頁です。先ほど 14 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 2 筆に対して、県農業振興公社から「1 者」に対し、賃貸借「6 年」のもの 2 筆について配分を行う各筆明細となっています。

今回の 2 筆は西海町黒口郷の担い手の方に対し、配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。17 頁に借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

1 3 番 昨日、地区担当の推進委員と話をしたところ、何ら問題はないとの返事でした。借手の方は、和牛の繁殖をずっと以前からされており、同地区では指折りの安定した農業者です。特に問題ないと判断しています。以上です。

議 長 ただ今、議案第 24 号について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 24 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 25 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 18 頁をお願いします。議案第 25 号非農地通知の対象とする事の決定について「同意書分」について、説明します。資料 18 頁から 28 頁をお願いします。今回、申請者の方は 3 件、11 筆、11,441 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地利用状況調査において B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、4 月から 5 月 8 日までに非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番から 11 番の 11 筆は大瀬戸町の物件で、資料は 19 頁から 28 頁までです。申請者は大瀬戸町にお住まいの方々となっています。

19 頁に航空写真の配置図所在図を添付しました。配置図番号の横の丸囲み数が対象の頁となります。20 頁、21 頁に航空写真配置図、22 頁から 28 頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「番号」例えば 18 頁の「1 番」、「大瀬戸 1」と、20 頁の非農地大瀬戸町多以良、瀬戸の航空写真配置図の「赤枠 1」と 22 頁「大瀬戸町多以良内郷 外郷 1」の航空写真の中の「No.1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大瀬戸 1」は航空写真のタイトルと連動しています。申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 3 件、11 筆、11,441 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 25 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分の 1 番から 11 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 25 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 11 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 その他について事務局からお願いします。

事務局 令和 2 年 7 月 19 日に任期満了となる推進委員について、西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 9 条に基づき、農業委員会において、次期推進委員候補者の評価をお願いします。お配りしている資料は、推進委員候補者の一覧に委員の経験や性別、認定農業者かどうか、欠格事項の有無などを掲載しています。詳細につきましてはお手元の資料のとおりです。

事務局 何かご意見、ご質問ございませんか。

《なしの声あり》

事務局 ないようでしたら、次期推進委員候補者の評価につきましては、候補者 30 名全員を相応であるとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

事務局 それでは、候補者 30 名全員を相応であるとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和 2 年 6 月 25 日(木) 午後 2 時から

場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第5回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 2 年 5 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人